平成２１年（フ）第５２４号
秋田市四ツ小屋字中野57番地２　アーバンティ加藤Ａ―201
債務者　高野　　恵（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８３号
水戸市笠原町1540番地の９
債務者　栗田　泰彦
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
長野県大町市大町525番地１
債務者　清水　　清
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６７５号
岐阜市川部５丁目97番地２
債務者　北村　照子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４２号
岐阜県山県市高富1095番地
債務者　下野まゆみ（旧姓竹山）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８５１号
岐阜県美濃市曽代32番地15
債務者　相徳　数則
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８５２号
岐阜県美濃市曽代32番地15
債務者　相徳　幸代（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６０号
岐阜市三田洞51番地１
債務者　北川奈美江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２号
滋賀県東近江市大森町1989番地　アプリコット宝積104号室、住民票上の住所滋賀県栗東市岡188番地
債務者　杉山　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２７９号
滋賀県彦根市田附町543番地
債務者　西田　考克
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２８７号
滋賀県東近江市甲津畑町1401番地
債務者　立野　和昭
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２９２号
滋賀県蒲生郡日野町大字別所1020番地128
債務者　谷元　和仁
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２９３号
滋賀県東近江市八日市東浜町５番49号
債務者　菊井　雅彦
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９９２３号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―202号
債務者　森重眞理子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７４４号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番１―1109号
債務者　花本喜代子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５４号
兵庫県三木市吉川町福吉254―２、住民票上の住所大阪府吹田市片山町２丁目11番70号
債務者　小西亜衣子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１０号
神戸市北区有野町唐櫃2238番地の10
債務者　青松こと　沈　　公惠
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県三木市別所町小林734番地の735、従前の住所兵庫県三木市大塚244番地の５メディカルコート三木１階
債務者　宮脇喜美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部